

北海道大学東京同窓会 規約

(平成27年5月16日 改訂)

【名称】

第1条 本会は、北海道大学東京同窓会と称する。

【事務局】

第2条 本会は、事務局を東京都千代田区丸の内1丁目7番12号サピアタワー10F北海道大学東京オフィス内に置く。

【目的】

第3条 本会は、会員相互の親睦融和を深め、広く知識・情報を交換し、相互の向上・発展に役立てるとともに、母校および各学科との連携を保ちつつ、母校の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道大学及び各学部との情報交換、連絡ならびに交流
- (2) 北海道大学連合同窓会、および各同窓会組織との情報共有
- (3) 会員との連絡
- (4) 会報の発行
- (5) 講演会、談話会、講習会、スポーツ、娯楽などの親睦会および寮歌祭などの実施
- (6) その他、本会の目的達成に必要と認める事業

【会員】

第5条 本会の会員は関東甲信越（東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・山梨・長野・新潟・静岡の1都10県）に在住または勤務する下記の同窓生などを有資格者とし、そのうち所定の会費を収めたものを会員とする。

- (1) 北海道大学（旧名称の校名、医療技術短期大学を含む）各学科の卒業生、大学院修了者、各学部附属学校の卒業生など
- (2) 前号以外の教官、職員、研究に従事したもので、入会を希望する者
- (3) 前（1）（2）に該当し、上記以外に居住するもので、入会を希望する者
- (4) 前（1）の各校の中退者で入会を希望し、理事会でそれを承認された者

【入会・退会】

第6条 入会または退会しようとする者は、その旨を会長に届け出るものとする。

2. 会員は、住所、職業などの変更があった場合には、会長に届け出るものとする。
3. 会員として本会に著しい損害を与えた場合、本会の活動を妨害した場合、また名誉を毀損する行為があった場合、会長は理事会の審議を経て該当会員を退会処分とする。

【会費】

- 第7条 会員は、入会時に入会金として1,000円、年会費3,000円を納めるものとする。
なお、退会後再度入会する場合も入会金はその都度納めるものとする。
2. 年会費は、5年分を一括して納めることができ、その場合は10,000円とする。
なお、一括払いの期間中に退会した場合でも、返金を行わない。
 3. 60歳以上の会員で50,000円を一時に納入した場合は終身会員とし、以後の年会費を免除する。

【役員】

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2～7名

理事 25～38名

監事 3～5名

以上合計 50名以内

評議員（学部選出）100名以内

評議員（世代選出）100名以内

2. 本会の会長は、会長候補指名委員会が選考して理事会に上程する。会長候補指名委員会規定は別途定める。

【役員資格】

第9条 役員は会員であることを要する。

【役員の任期】

第10条 役員の任期は3年とする。再任は妨げない。ただし、会長および副会長は、夫々就任後任期2期（6年）を上限とする。

2. 学部選出の評議員と世代選出の評議員は任期を通算する。
3. 役員の欠員が生じたときには、速やかに補充し、その任期は前任者の残余期間とする。

【役員選出】

第11条 評議員は、総会において学部ごとに、また世代ごとに選出する。

2. 学部選出の評議員は、原則として会員数の比例配分をもって選出する。
3. 世代選出の評議員は、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上の5区分にて選出する。
4. 評議員会において、理事および監事を推薦する。
5. 理事および監事は、評議員会において自らの議決権を行使はできない。
6. 理事の互選により、会長を選出する。
7. 会長は、理事の中から副会長を選任し、委嘱する。

8. 本条第 4 項による評議員会において推薦する理事のほか、会長は評議員会の承認を得て最大限 5 名の特命理事を任命することができる。ただし、その任期は 1 年とし再任は妨げない。

【役員業務分担】

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、会務を分掌する。
4. 監事は会計および会務の執行を監査し、その結果を通常総会に報告する。また、その職務を遂行するため、理事会・評議員会に出席し、意見を述べるができる。
5. 本会の全般にまたがる重要な会務を協議し執行するために委員長会議を設置し、会長業務を補佐する。

【本会の運営及び会議】

第 13 条 本会の運営は、理事会・評議員会および総会により行う。

【理事会】

第 14 条 理事会は、会長・副会長・理事を持って構成し、会長が召集して議長となり、本会の運営並びに日常の会務を処理し、重要な会務を審議・決定する。

2. 次の事項は、理事会の審議・決定を経なければならない。但し、評議員会もしくは総会でそれぞれ動議により採択された議決事項、第 15 条第 4 項第 2 項に基づく議決事項および第 16 条第 3 項第 3 号に基づく議決事項を除く。
 - (1) 評議員会に提出し議決を要する事項
 - (2) 総会に提出し議決を要する事項

【評議員会】

第 15 条 評議員会は、別に定める総会の議決を要する事項を除く会務、執行上必要な基本的事項を議決する。

2. 緊急を要する場合は、総会に替わる事項を議決できる。ただし、この場合は次の総会における追認を要する。
3. 評議員会は、議長 1 名、副議長 2 名を互選する。
4. 評議員会は、次の場合に、会長が召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員の 5 分の 1 以上が会議の目的事項を示してその開催を要求したとき。
5. 評議員会は、評議員の 5 分の 1 以上の出席により成立し、第 11 条第 4 項の理事及び監事を除く出席議員の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
6. ただし、予め書面をもって議案につき賛否の意思表示をしたとき、または委任状の提出など本会が定める方法により委任の意を表したときは出席とみなす。

【総会】

第16条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

2. 通常総会は、役員を選任・解任、予算、決算の承認およびその他の重要事項を議決する。
また、会長は、総会において本会の理事会にて決定した事項及び評議員会において議決された事項を報告するものとする。
3. 次の場合、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員会が必要と認めたとき。
 - (3) 会員の10分の1以上、または監事が会議の目的事項を示してその開催を要求したとき。
4. 総会は、議長1名、副議長2名を互選する。
5. 総会の議事は、会員の5分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決する。
可否同数のときは議長がこれを決する。
6. ただし、予め書面をもって議案につき賛否の意思表示をしたとき、または委任状の提出など本会が定める方法により委任の意を表したときは出席とみなす。

【議事録の公開】

第17条 理事会、評議員会、総会は、議事録を作成して保管し、会員の求めに応じ閲覧に供する。

【委員会の設置】

第18条 理事会は、必要に応じ、各種委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員長は、理事から選出し、会長が委嘱する。
3. 委員会の委員は、委員長が選出し、会長が委嘱する。
4. 委員会は、議事録を作成して保管する。

【会計】

第19条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって充てる。

2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
3. 会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成し会計監査を経た上で、通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

【規約の変更】

第20条 この規約の変更は、評議員会における出席者の4分の3の賛成を経て、総会の承認を得なければならない。

付 則

名誉会長、顧問及び名誉会員経過規定

第1条 本会は、会長の発意と会員の総意に基づいて名誉会長を置くことができる。

第2条 本会は、会長が必要であると認めるとき、顧問を置くことができる。

顧問は、本会の運営の基本方針について、会長の相談にあずかる。

第3条 本会は、別に名誉会員を定めることができる。

第4条 この改訂規約は平成23年4月1日より施行する。